

障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金に係るQ&A

項番	分類	質問内容	回答
1	制度全般	「濃厚接触者」とは、何を意味するか。	保健所において濃厚接触者と判断された者を意味します。 なお、濃厚接触者は利用者をさし、職員や利用者家族等は含みません。
2		感染の疑いがある者が発生した場合は、感染者や濃厚接触者としてみなすことはできるのか。	できません。 ただし、その者（感染の疑いがある者）がPCR検査を受検し、その結果感染者となった場合については、「感染の疑いがある者」となった時点から要した費用については、この制度の補助対象となります。他方、PCR検査の結果が陰性である場合は、補助対象とはなりません。
3	対象経費	複数サービスを実施している事業所の場合、補助基準額は各サービスの基準額合計で申請できるのか。	1つの事業所で複数のサービスの指定を受けている事業所については、いずれか1つの基準額しか適用されません。（各サービスの基準額合計ではありません。）
3		感染防止のために、あらかじめマスク、消毒液等の衛生用品を購入した費用は対象となるのか。	感染防止のための経費は対象外となります。 感染者の発生や濃厚接触者に対応してサービス提供を行った時点以降が補助対象の経費となります。 ※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、新型コロナウイルスへの感染予防対策に対応するための特例的な評価として、年度満額換算で+0.05%の上乗せが行われてます。
4		この制度の補助金以外の補助金、助成金等の交付を受ける場合は、この制度の補助対象となるのか。	他の補助金、助成金等の制度により補助等を受けている費用や障害福祉サービス等報酬で措置されているものについては、補助対象となりません。 また、本補助金は、通常のサービスの提供時等では想定されない経費に対する補助ですので、通常のサービス提供時等に想定されるような費用、賃金等については対象となりません。
5		交付要綱の別添1中にある「居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所」には、訪問サービスを行わず、電話等による安否確認、相談援助等のみを行っている事業所も含まれる（補助の対象となる）のか。	対象となりません。 利用者の居宅を訪問してサービスを提供した場合のみが対象となります。なお、対象サービスは通所系サービスのみとなります。
6		通所系サービスで自主的に訪問サービスを実施した事業所について、通所を休業し、又は縮小して、電話による安否確認、相談援助等を行った場合は、この制度の補助の対象となるのか。	利用者の居宅を訪問しない場合は、対象となりません。
7		感染症患者が発生した事業所等が既に支出した経費（衛生用品購入費、割増賃金・手当等）についても、この制度の補助の対象となるのか。	事業所の個別の対象経費の起算日は、感染者が発生した日以後の日となります。
8		対象経費の「職員に係る割増賃金、手当」については、具体的にどのようなものを想定しているか。感染者又は濃厚接触者へサービス提供を行った従業者に対する危険手当を含むものと解してよいのか。	危険手当等の名称の如何にかかわらず、新型コロナウイルス感染症への対応がなければ発生しなかった手当を対象として差し支えありません。 なお、従前から勤務する職員の人件費は、障がい福祉サービス等報酬での対応が基本となります。
9		事業所ごとに申請するのか。	事業者（法人）でまとめて申請してください。
10	申請手続	同一事業所・施設において複数回申請することはできるか。	原則1回ですが、事業所の資金繰り等やむを得ない場合については、各事業所の基準額までは追加で申請が可能です。
11		宮崎市の事業所も県へ申請するのか。	宮崎市の事業所は宮崎市へ申請してください。 なお、宮崎市とそれ以外の市町村の事業所をもつ事業者（法人）は、お手数ですが、県と宮崎市にそれぞれ申請をお願いします。